

國學院大學學術情報リポジトリ

十六社奉幣制の形成過程における神仏習合の淵源：
九世紀から十世紀前期を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 花岡, 光男, Hanaoka, Mitsuo メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000732

十六社奉幣制の形成過程における神仏習合の淵源

— 九世紀から十世紀前期を中心として —

花岡光男

はじめに

十一世紀前期に登場する護持僧の作法として二十一社勧請があつたことが、近年、上高亨氏によって論じられている。「護持僧とは、天皇の寝所たる夜御殿に隣接する二間に夜居し、天皇の身体安穩を祈念する密教僧」であり、二十一社勧請は、仁海撰『灌頂御願記』^②から、作法は「二十一社の神々のうち、毎夜一社を二間に勧請したうえて、密教の行儀に基づき天皇の身体安穩を祈念することを基本とした」と説明される。^③ 一方で

るとするならば、そもそも二十一社あるいはその淵源ともなる十六社と仏教の関わりはどうかであろうか。さらに、「事実、十世紀末には、中世神祇秩序の基本的な骨格は固まつたが、国家と仏教との関係においては新たな展開がほとんどみられない」^④と云うが、神社勧請発生に至る経緯は不明である。十一世紀前期に登場する護持僧の作法として二十一社勧請があるといふのであれば、それ以前の段階での神社と仏教の関係、神仏習合の淵源の有無についても、あらためて考察する必要があるだろう。

二十一社に関連する「二十二社奉幣制」^⑤は、平安時代の朝廷

と神社をつなぐ祭祀制度の一つであり、二十二社制の成立は十一世紀中頃で、十一世紀末に確立した⁶⁾。祈雨や祈年穀をはじめとした国家の大事に際して臨時に朝廷より使が遣わされ、宣明を奏して幣帛が奉られた⁷⁾。伊勢神宮と畿内有力諸社十五社が固定され、「二十二社奉幣制」の淵源ともいえる「十六社奉幣制」が成立したのは、十世紀初期であると説明されている⁸⁾。「十六社奉幣制」の成立時期・理由・背景については、岡田莊司氏等の先駆的な論考があり、奉幣が祈雨や祈年穀のために行われていることに鑑み、史料上の「十六社」の文言や発遣儀式、ならびに「祈年穀」奉幣がすなわち「十六社奉幣」であることに着目して論じる。もっとも、「十六社」の具体的な社名が明らかでないことから、岡田氏は、その淵源となる九世紀の臨時奉幣の展開と関連づけて考察し、遡及できる成立時期を検討し、史料上、十世紀初頭に「十六社」が成立（確立）したとして、その要因・理由を説明する。しかしながら、特定の神社に対する「奉幣」自体は祈年穀以外にも行われており、祈雨や止雨や褒賞や報告や疫病や兵革や崇や彗星など広範にわたって、祈年穀に限定する必要があるようにも思われる。すなわち、十世紀の「十六社奉幣」は、成立契機としての祈雨・祈年穀に留まらず、広く「転禍為福」⁹⁾を目的とした「天皇直轄御願祭祀」¹⁰⁾

である。「十六社奉幣制」の成立時期については、史料から推測するのは甚だ困難であり、社名が明らかでないことから、「十六社」の確定については裏付けの弱い推定になる可能性がある。そこで、本稿は、「十六社奉幣制」の成立時期を、可能な限り神社名に着目し、史料を分析するなかで再考するとともに、「十六社奉幣制」成立の側面としての仏教の関わり、すなわち「十六社奉幣制」の形成過程における神仏習合の淵源を闡明することを目的とした。

一、「十六社奉幣制」についての従前の理解

十世紀の祭祀制度は、古代から中世に至る転換時期にあたる重要な制度である。十世紀は、特定神社への奉幣制度の確立、神社臨時祭・神社行幸の成立など、新たな段階を迎え、とくに十世紀後半の円融朝の十五年間は、祭祀制度展開のうえで、一条朝祭祀制の確立の先駆けとなる重要な時期にあたる¹¹⁾。先行研究が既に明らかにしているように、九十世紀の神社制度は律令祭祀の規定から脱却し、新たな展開を遂げ、国家の神社信仰も大きく変容した。九世紀全般にわたる律令制度の弛緩とともに祈年祭が衰退し、臨時の祈年穀奉幣が恒例化する。岡田莊司

氏は、「十六社奉幣制」の成立については、従前、「承平・天慶の乱後の新たな神社行政の展開」として捉えていた。具体的な神社名が挙げられている史料が乏しいなか、十世紀中葉の康保三年に「十六社」が成立したと伝える吉田家の記録を検討し、康保三年(九六六)に十六社が成立し、以降は十九社、二十社、二十一社、二十二社へと漸次加増していく、その五段階説について考察を始める。吉田兼俱が二十二社について記した最も早い伝本、國學院大學図書館所蔵、黒川文庫『二十二社次第』(内題「二十二社次第付垂迹並本地」)から、その起源を引用する。

【史料1】『二十二社次第』抄出

定二十二社由来事

- (1) 村上天皇御宇、康保三年霖雨経月九天覆雲、依之閏八月廿一日、被奉_二献官幣於十六社_一。伊勢 石清水 賀茂 松尾 平野 稻荷 春日 大原野 大神 石上 龍田 住吉 丹生 貴布禰
- (2) 一条院御宇、正暦二年炎_レ天送_レ日万物変色、依_レ之六月廿四日、加_二吉田・広田・北野以上三社_一、被_レ奉_二献官幣於十九社_一、吉田・広田・北野、次第事、可_レ為_二住吉次、丹生之上_一由、宣下。
- (3) 同五年二月十七日、祈年穀之日、加梅宮事、被_レ奉

三_二献官幣於廿社_一、梅宮事、可_レ為_二住吉次、吉田之上_一由、宣下。

(4) 長徳二年二月廿五日、被_レ奉_二献臨時之官幣_一之日、加_二祇園社_一為_二廿一社_一。

(5) 後朱雀院御宇、長暦三年八月十八日、被_レ奉_二献官幣_一之日、日吉社為_二廿二社_一、日吉社事、可_レ為_二住吉次、梅宮之上_一由、宣下。

そして、康保三年(九六六)に「十六社奉幣」があったことの裏づけとして、岡田氏は、『日本紀略』で確認する。

【史料2】『日本紀略』抄出

1	康保三年(九六六) 閏八月二十一日	為 _二 止雨 _一 奉 _二 幣十六社 _一 。
2	正暦二年(九九一) 六月二十四日	祈 _二 雨奉 _二 幣伊勢以下十九社 _一 。
3	正暦五年(九九四) 二月十七日	奉 _二 幣伊勢以下諸社 _一 、依 _二 年穀 _一 也。
4	長徳二年(九九六) 二月二十五日	奉 _二 幣伊勢以下諸社 _一 、天皇行 _二 幸八省院 _一 。

確かに、この康保三年の記事から「十六社」という数は確認できるが、具体的な社名までは示されていない。

【史料3】『日本紀略』応和元年（九六一）六月十二日条

為_レ祈雨、発_レ遣諸社奉幣使_一。伊勢幣被_レ付_一昨日使_一。今日所_レ遣、石清水以下十五社也。

【史料4】『日本紀略』応和二年（九六二）六月十一日条 抄出

奉_レ幣伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・大神・大和・石上・廣瀬・龍田・住吉・丹生・貴布祢等_一。祈_レ止霖雨_一。

「伊勢神宮以下十六社」が示されており、この時期に「十六社奉幣」が運用されたことがわかる。『日本紀略』応和三年（九六三）七月十五日にも「伊勢以下廿八社」の記事がある。

もつとも、『二十二社次第』の康保三年の箇所に挙げられているのは「十四社」であり、『日本紀略』（史料4）と社名が一致しないが、『二十二社次第』に欠如している社名として、「大和」「広瀬」の二社があったことが推定できよう。おそらくこれが、確定した「十六社」であったと考えられる。清水潔氏は、応和三年（九六三）から康保四年（九六七）に成立したとされる『新儀式』は、天慶九年（九四六）から天曆四年（九五〇）に成立した村上天皇選書『清涼記』を基にし、同時代における儀式の改定と実例を補修したものであると言_レう_一。岡田莊司氏は、『新儀式』四・臨時上「祈年穀事」に「十六社」とあることか

ら、『新儀式』成立以前には、「十六社制」が確立していたとの判断で考察し、『江家次第』第五「祈年穀奉幣」の項の記載から、「天慶四・五年の発遣儀式は、のちの二十二社奉幣や『新儀式』所載の十六社奉幣の発遣儀式と同様であり、この時期に十六社の定数がほぼ固まってきた」ことを確認し、「十六社奉幣制は遅くとも天慶年間には確立していた」と指摘した。

【史料5】『日本紀略』天徳三年（九五九）五月四日条 抄出

天皇幸_二八省院_一。奉_レ幣伊勢大神宮以下諸社_一、合十六社也。風雨雷鳴降雨之時、其例不見。依_レ神祇伯大中臣安則朝臣之説_一。被_レ行_レ之。然間。天晴_一。

この時期に、「伊勢以下十六社」のパターン表現で確定的に奉幣が運用開始されたことを示す、国史上の初見である。『古事類苑』は、天徳三年を伊勢大神宮以下十六社の開始時とする_一。十世紀中葉に「十六社」が確定して運用されたことは明らかである。

【史料6】『新儀式』第四臨時上「祈年穀事」抄出

若有_レ可_レ祈年穀_一、上卿奉_レ仰、先以_二陰陽寮_一勘_レ吉日文并十六社_一。

『新儀式』には、「十六社」と明記されている。ところが、岡田氏は、昌泰元年（八九八）の「十六社」の祈雨奉幣を史料上

の初見とし、「十六社」の祈雨奉幣の始まりと解し（史料13）、祈年穀の対象社を「十六社」としたのは、十世紀初期であることを指摘する。その最大の根拠は、ここに「依神祇伯大中臣安則朝臣之説」とあることから、「大中臣安則は寛平七年（八九五）神祇少副、翌年大副に昇り、延喜十八年（九一八）神祇伯となり、延長六年（九二八）に歿して（祭主補任）」いるが、「十六社奉幣の運用に関して延長六年以前に安則の説があつたということは、十六社奉幣が確実に制度として定着していたことを類推できる」ということにある。確かに、大中臣氏は、祭主を代々勤めた家系であり、八世紀には伊勢介大中臣子老が中央と直結した神祇官人として神祇行政を受け持ち、九世紀には散位従四位大中臣朝臣淵魚が弘仁六年から承和九年に至る二十八年間、伊勢大神宮祭主兼務として神祇行政に携わり、九世紀から十世紀前半には大中臣子老の孫、祭主大中臣安則が在任三十九年間、神祇行政に関わり（史料7）、少なからぬ足跡を残したのではないかと思われる。

【史料7】『類聚大補任』寛平六年（八九四）四月十八日 抄出
祭主正六位上行神祇権大祐大中臣安則 四月十八日任、在

任卅九年、祭主子老孫、道雄男也、

延長六年（九二八）以前に「安則の説があつた」ということは、

十六社奉幣が確実に制度として定着していたことを類推できる」のであろうか。大中臣安則が延長五年（九二七）に撰述した「延喜式」が大中臣安則の説であると言うべきではないだろうか。史料をみれば、九世紀末から十世紀初頭において「十六社奉幣」を制度として運用していたことは検出できない。では、大中臣安則の在職中についてはどうか。

【史料8】『西宮記』延喜十三年（九一三）七月三日条 抄出

於神祇官齋院齋主大中臣安則令祈申年穀云々。

【史料9】『日本紀略』延喜十七年（九一七）十二月二十六日条 抄出

依井泉枯盡、京畿告火^四之間、召祭主神祇大副大中臣安則、給祭文、於神祇官、令祈申伊勢以下諸社。

「祭主神祇大副大中臣安則」が召されて、祭文を賜り、神祇官に「伊勢以下諸社」に対して祈申させたところから、大中臣安則は重要な役目を負っていた。

【史料10】『日本紀略』延喜十六年（九一六）七月六日条 抄出
奉幣諸社。依祈雨也。十六社之外十一社。

延喜十七年の「伊勢以下諸社」は、延喜十六年にある「十六社之外十一社」というように、中核の「十六社」は、ほぼ固ま

りつつあったのかもしれない。しかし、並木和子氏の言うように、「十一社奉幣が十六社奉幣に次ぐものとされた」のであれば、「十六社」は固定化の途上にあり、「十六社奉幣制」が確定したとは言えないのではないであろうか。

【史料11】『貞信公記抄』延長元年（九二二）正月二十一日条抄出

召祭主大中臣安則、仰_レ京中咳病往々有聞仍為_レ攘_レ件災、可_レ祈_三諸社_二之由_上。

【史料12】『貞信公記抄』延長三年（九二五）五月二十五日条抄出

召_三祭主大中臣安則、令_レ祈_三甘雨_一。

朝廷が諸社に祈らせる行為はすべて大中臣安則に命じて行われたことを示す記事である。九世紀末は、祈雨も祈年穀も含め、奉幣は極端に減少するが、奉幣の転機は承平・天慶の乱後である。大中臣安則が延長五年に撰述した『延喜式』第九「神名上」によれば、「天神地祇惣三千百三十二座」あり、例えば、「大四百九十二座」で見ると、「並預_三祈年、月次、新嘗等祭之案上官幣_一」とある。神宮祭祀における祈年祭には「奉幣のみが行われ」神宮における祈年祭は奉幣のための祭であったことが、大西源一氏によって指摘されている。『延喜式』「臨時祭」にあ

る「祈雨神祭八十五座」をみると、「賀茂・松尾・稲荷・貴布禰・大和・大神・石上・広瀬・龍田・丹生川上・住吉・広田」の十二社であり、祈雨神の中核には違いないが、これは後代の中核「十六社」と同じではない。「石清水・平野・春日・大原野」がなく、「広田」が含まれているからである。したがって、『延喜式』以前の「昌泰・延喜年間に祈雨奉幣と祈年穀奉幣は十六社制として確定していた」とは、大中臣安則の説の存在をもつてしても言えないであろう。そもそも、室町時代に撰述された、『二十二社略記』の「題辭」にあるように、最も重要なのは、「伊勢・石清水者、本朝二所之宗廟也」であり、「賀茂・松尾・平野・春日等請_三之社稷_一」である。「十六社」には、必ずこれが含まれていなければならない。並木和子氏は、「十六社奉幣制」が九世紀の臨時奉幣制に起源があると考え、九世紀の祈雨奉幣を考察し、「特定数社奉幣、十六社奉幣が名神を主たる成立基盤とし」ていたことを指摘する。延暦七年以降に頻出する名神祭奉幣は、祈雨を基軸として行われ、臨時奉幣制の主流を形成していき、そして、「延喜年間に至り伊勢奉幣と特定数社奉幣および二社奉幣で結合し十六社奉幣が成立した」とする。延喜年間には、『日本紀略』によれば、「奉_三幣諸社_一」すなわち「特定数社奉幣」の記事が始どで、しかも「奉_三幣伊勢大神宮_一」とは

延喜十六年七月六日(九一六)	奉幣諸社。依祈雨也。十六社之外十一社。
承平元年三月二十四日(九三二)	奉幣於伊勢大神宮以下六社。告御即位之由。
天慶二年六月十二日(九三九)	依祈雨、奉幣諸社。〔本朝世紀〕
天慶三年七月二十一日(九四〇)	祈年穀奉幣使被奉送十八社。〔九曆〕
天慶三年八月二十八日	奉幣於伊勢以下諸社。
天慶四年八月十三日(九四一)	為祈年穀、臨時幣帛使被奉遣諸社。 <small>十六社</small> 〔本朝世紀〕
天慶六年七月九日(九四三)	奉幣十一社。祈雨也。
天曆元年七月九日(九四七)	依御祈、被奉臨時幣帛於伊勢以下十社。
天曆元年十月三日	奉幣於伊勢以下十四社。
天曆二年六月十二日(九四八)	奉幣帛於諸社。十六社。祈甘雨也。
天曆二年八月十五日	被奉臨時御使於十六社。是為祈秋霖也。
天曆三年二月十三日(九四九)	遣使伊勢已下十二社。祈禱天変恠異。
天曆三年七月二十四日	為祈年穀并消中疫癘。被遣臨時幣帛使於十六社。
天徳元年三月二十五日(九五七)	依祈雨、發遣十六社奉幣使。

別個に記載されている。このことは、延喜年間に「十六社奉幣制」が成立したとする説の典拠を基礎づけ得ない。「十六社」の表記は、延喜十六年に初見し〔史料10〕、以下の表の変遷を経るものの、「十六社」の内訳が不明で、その運用も確定しないまま、延喜年間の成立とすることには、肯首できない。『本朝世紀』天慶二年(九三九)六月十二日に示された「十五社」

の社名は、『延喜式』及び『師守記』(史料18)の記事からすると、「廣」は「広田」であろうが、『本朝世紀』天慶四年(九四一)八月十三日に示された「十六社」の社名には「広田」ではなく「広瀬」が含まれており、「加茂上下」を「賀茂」とし、「丹生川上」を「丹生」とすれば、後代の「十六社」と同じである。したがって、この時期に「十六社」が固定化したものと言えよう。³³⁾ 天慶二年の祈雨奉幣が、「丹生・

貴布禰」↓「十六社」↓「十一社」↓「五畿七道名神」の順に行われたこと(『本朝世紀』天慶二年七月十三日)は、「十六社奉幣」制の確立を示すものではない。

小松馨氏は、「祈年穀奉幣は」風水害を予め防止する目的でなされるもので、天長年間に行なわれた伊勢一社および名神への風雨災害防止のための奉幣が起源であるとする。しかし、「伊勢神宮+諸社」奉幣の存在という一つのパターンを示してはいるもの、もしそうであるとすれば、天長年間では

なく、弘仁年間に遡ることになる。³⁶⁾

ここまでを整理すると、並木和子氏は、「十六社奉幣制」は九世紀の臨時奉幣制に起源があると考え、岡田莊司氏は、昌泰元年（八九八）を「社数の一致する十六社奉幣の初見例」とし、九世紀末を「十六社」の祈雨奉幣の始まりと解し、祈年穀の対象社を「十六社」としたのは、十世紀初期であることを指摘したが、疑義が生じている。前述のように大中臣安則の説の存在は典拠にならない。『延喜式』が大中臣安則の説である。史料をみれば、九世紀末から十世紀初期において「十六社奉幣」を制度として運用していたことは検出できないし、「十六社」が確定していたわけではない。³⁸⁾史料の上で「十六社」が後代の「十六社」と同一の名称で固定化されたのは、天慶四年（九四一）頃である。史料の上で「十六社奉幣制」の確実な運用がみられるのは、十世紀中葉である。

二、「十六社奉幣制」の成立時期について

それでは、「十六社奉幣制」の成立時期は、いつ頃と考えるべきであろうか。岡田莊司氏は、「十六社奉幣制」の成立について考える場合、「十六社」の数字は辿れても、具体的な社名

が明示されない奉幣が殆どであり、明示されている史料は『本朝世紀』天慶四年（九四一）八月十三日と、『日本紀略』応和三年（九六三）七月十五日だけであると言う。³⁹⁾しかし、『日本紀略』だけをみても、それ以外の記事に社名が明示されている。岡田莊司氏は、「十六社」の社数の初見例として、下記を挙げる。
【史料13】『日本紀略』昌泰元年（八九八）五月八日条

祈_三雨奉幣十六社_一。

これをもって、文献のうえで「十六社」の祈雨奉幣の始まりと解するというが、「特定数社奉幣」の開始時期であり、「特定数社奉幣」の場合に過ぎないのではなからうか。

【史料14】『日本紀略』延喜二年（九〇二）四月十三日条
祈年穀奉幣。

四年後の延喜二年に、「祈年穀奉幣」の用語が初見し、文献のうえでは「祈年穀奉幣」が開始されたと解し、十世紀後半以降の「祈年穀奉幣」の展開と合致すると言う。⁴⁰⁾数値の表示に着目するのであれば、【史料10】に「十六社之外」とあるのであるから、この時期に「十六社」の大枠が固まっていたと解することもできよう。⁴¹⁾したがって、上記の理解には疑義がある。「十六社」の把握については裏づけの弱い推定になっているように思われる。あらためて史料のうえで神社行政に関わる記事に着目

してみたい。

弘仁九年（八一八）五月九日	山城国愛宕郡貴布禰神為「大社」。	日本後紀
弘仁九年六月二十一日	山城国愛宕郡貴布禰神奉 _レ 授 _二 從五位下 _一 。	日本後紀
弘仁九年十二月十六日	丹波国桑田郡出雲社預 _二 名神 _一 。	日本後紀
弘仁十三年（八二二）六月二十一日	尾張国熱田神奉 _レ 授 _二 從四位下 _一 。	日本後紀
弘仁十三年八月三日	奉 _レ 授 _二 乙訓・広湍・龍田等神從五位下 _一 。	日本後紀
仁寿二年（八五二）五月八日	加 _二 山城国松尾神正 _二 位 _一 。	日本紀略

九世紀の前半に、神社の格付けが進み、とりわけ、嘉祥三年（八五〇）以降、「授_二神位_一」の記事が頻発する。

【史料15】『日本後紀』弘仁九年（八一八）五月二十二日条

始置_二齋院司_一宮主一員・長官一員・次官_一一員・判官一員・主典二員。

齋院司は、賀茂社に奉仕する齋王に関する事務を担当する。齋院司を置くことによって、国と賀茂社の関係は一層密接なものとなった。

【史料16】『日本後紀』弘仁十年（八一九）三月十六日条

勅、山城国愛宕郡賀茂御祖并別雷二神之祭、宜_レ准_二中祀_一。賀茂社の祭りが、国の中祀に准ずる扱いとなる。

【史料17】『日本紀略』寛平五年（八九三）十一月三日条

五畿七道神社各増_二位_一階。

岡田莊司氏は、寛平六年頃とにかく「十六社」の骨格が作られると言う。兵乱に関する記事として、『日本紀略』寛平六年（八九四）四月十九日「為_レ討_二新羅賊_一、奉_二幣伊勢太神宮_一」および二十日「分_二遣_二諸神社奉幣使_一」の先例を持ち出した、天慶三年（九四〇）の例を記事とする『師守記』を紹介し、貞和三年十二月十七日条裏書に、「准_二寛平六年四月新羅賊例_一、奉_二幣十二社_一」とあることと相応する記述とする。

【史料18】『師守記』貞和三年十二月十七日裏書「天下兵革時被_レ行_二御析例_一」

（天慶三年正月）

十三日、諸卿参入。依_二東西兵乱_一、准_二寛平六年四月新羅賊例_一、奉_二幣十二社_一、伊勢・菟米・賀茂・松尾・平野・大田野・細野・音・奈神・大和。

信：広田

「十二社」は、都周辺の社、古京の古社大神、神功皇后伝説と関わりの深い社である。後代に固定化した「十六社」に含ま

れない「広田」(凶賊追伐に靈驗のある社)があることから、これらは基幹神社ではあるが、「丹生・貴布禰」がないから、「祈雨」などを目的とした「十六社」の基礎となっていたわけでもない。「兵乱」対応が目的である。この前提をもって、昌泰元年五月八日(史料13)に「祈年穀」奉幣すなわち「十六社奉幣」が成立した典拠を求めるのは甚だ困難ではないだろうか。もっとも、岡田氏が着想していたように、「承平・天慶の乱後の新たな神社行政の展開」は重要であろう。

【史料19】『日本紀略』天慶四年(九四一)十二月十九日条 抄出
 奉_レ授_二神祇官神・左京職・宮内省・摂津国_一神凡十七所階級_一。

階級授与は儀礼的であるとしても、この時期、国家祭祀の上位社が固まりつつあったのではあるまいか。

【史料20】『日本紀略』天慶五年(九四二)四月十四日条 抄出
 奉_レ幣於伊勢大神宮等。依_レ賽_二東国南海賊等伏誅之由_一也。

【史料21】『日本紀略』天慶五年四月二十七日条 抄出
 奉_レ幣宇佐八幡宮・香椎廟・石清水宮。依_レ賽_二東西賊徒討平之由_一也。

【史料22】『日本紀略』天慶五年四月二十九日条 抄出

天皇幸_二賀茂社_一。奉_二神宝幣帛走馬_一。祢宜等加_二給爵位_一。依_二兵乱平和之賽_一也。

ここで石清水・賀茂の上位社としての位置づけは揺るぎのないものとなった。⁽⁴⁶⁾承平・天慶の乱後の朝廷の神社対応をみれば、乱勃発を契機として国家が神と直截に対峙するようになり、国家が「授_二神位_一」を通じて神社との距離を縮め、神社の祭祀を国家の祭祀に准ずる扱いにするなど関係を強めることとなった。このようななか、中核となる「十六社」が、兵乱平定祈願の要請をも含み熟成していったと考えられる。

【史料23】『日本紀略』天慶六年(九四三)七月九日条 抄出
 奉_二幣十一社。祈_二雨也_一。

【史料24】『日本紀略』天曆元年(九四七)十月三日条 抄出
 奉_二幣伊勢以下十四社_一。被_レ祈_二申庖瘡赤痢并御葉平安之由_一。

とあるように、「十六社」が奉幣先として確定的に運用されていたわけではない。

【史料25】『日本紀略』天徳元年(九五七)三月二十五日条 抄出
 依_二祈雨、発_二遣十六社奉幣使_一。

【史料26】『日本紀略』天徳元年十二月七日条 抄出

奉幣諸社¹⁾。石賀松平編。原神上。廣和傳。

天徳元年に「十六社」に「奉幣」が行われた。奉幣先は、石清水、賀茂、松尾、平野、稲荷、春日、大原野、大神、石上、廣瀬、大和、住吉の十二社であるが、大中臣安則の延長五年撰述「延喜式」第九「臨時祭」の「祈雨神祭八十五座」に挙げられている「十二社」とは異なる。天徳元年の「十六社」〔史料25〕は、前述の『本朝世紀』天慶四年（九四一）八月十三日の奉幣先と同一であろう。

天徳二年（九五八） 九月十三日	発遣五社奉幣使 ¹⁾ 。 <small>石賀松平、春等也。</small>	日本紀略
天徳二年九月十七日	發遣五社奉幣使 ¹⁾ 。 <small>石賀松平、春等也。</small>	日本紀略
天徳三年（九五九） 五月四日	天皇幸八省院。奉幣伊勢大神宮 以下諸社、合十六社也。	日本紀略
天徳三年七月十日	祈年穀奉幣十六社 ¹⁾ 。	日本紀略

ここで、「伊勢大神宮＋諸社」ではなく、前述の天慶二年（九三九）六月十二日・天慶四年八月十三日（『本朝世紀』）の復活のような形で、小松馨氏の指摘する「伊勢大神宮＋十五社」のパターン表現で奉幣が行われた。

【史料27】『日本紀略』天徳四年（九六〇）七月十七日条 抄出

奉幣諸社¹⁾。石賀松平編。原神上。和廣傳。丹貴。

「十五社」の社名が明らかになり、応和二年（九六二）六月十一日で、「大和」と「石上」の順位が入れ替わるが、「石清水以下十五社」は確定している。⁽⁴⁸⁾

【史料28】『二十二社略記』

卜部兼右廿二社註式曰。人皇六十二代村上天皇治十九年、康保二年乙丑年、霖雨経月九天覆雲、依之閏八月廿一日、奉幣十六社。止雨。伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稲荷・春日・大原野・大神・石上・大和・廣瀬・龍田・住吉・丹生・木船○案江次第云。正暦已前十七社。

後代の史料ではあるが、当時としてはかなり正確な資料に基づいた見分と思われる。「大原野・大神・石上・大和」の順位は、『本朝世紀』天慶四年八月十三日と異なるものの、社名の表記は「賀茂上下」のように九世紀・十世紀初期の表記がみられる。「康保二年」の記述は、下記のように「康保三年」の誤りである。⁽⁵⁰⁾

【史料29】『日本紀略』康保三年（九六六）閏八月二十一日条

為止雨、奉幣十六社¹⁾。

【史料30】『日本紀略』康保二年（九六五）七月二十三日条

奉幣伊勢以下十六社。

前述のように、天徳三年（九五九）以降に「伊勢大神宮＋十五社」のパターン表現で奉幣が運用され始めたことは明らかである。十世紀中葉に「十六社奉幣制」が確立したと解すべきであろう。⁽⁵¹⁾「諸名神対象の奉幣は順次、対象社を減少させ、特定数社に限定され、九世紀末・十世紀初頭には、伊勢神宮を加えた十六社に固定する。こうして、伊勢神宮および畿内有力社を対象とした十六社奉幣が成立した」という理解は、史料の記事に照らし、肯首できない。

【史料31】『延喜式』臨時祭式 抄出

凡神戸庸調充_レ祭料并造神社及供神調度、但田租貯_レ為_レ神税_一。

『延喜式』に規定されているように、神戸からの庸調が神社の経営にとって重要な収入源であったが、律令国家が解体するなかで、「幣帛不受」の動きがあり、九世紀末には班幣の実施自体が困難となり、⁽⁵²⁾国家財政の支出を限る意味からも、奉幣先の神社を十世紀初期に数社に限定したのではないだろうか。とりわけ、承平・天慶の乱で「全国の神々が総動員され」、⁽⁵³⁾乱以後の、前述の天慶四年・五年の朝廷の神社に対する褒賞の態様（伊勢奉幣・石清水奉幣・賀茂行幸など）をみれば、この時期

には後の十六社のうちの上位三社がほぼ確定したとみることができよう。⁽⁵⁴⁾十世紀中葉の承平・天慶の乱以後、神との対峙の重要性が再認識され、天慶四年頃に「十六社奉幣」としていわば復活することになる。

したがって、「十六社奉幣制」は、十世紀中葉に確立したと考ええるべきであろう。祈年穀についての「十六社」の枠自体は、延喜十六年（九一六）頃より、天慶四年（九四一）頃にかけて徐々に入れ替えながら社名が固定化していった。すなわち、天慶四年頃に「十六社奉幣制」は成立したのである。並木和子⁽⁵⁵⁾氏や岡田莊司氏や上島享氏が着目した「承平・天慶の乱以後」については、延喜年間との違いが史料から判読でき、「十六社奉幣制」の成立を考えるうえで重要であると言わなければならない。

三、「十六社奉幣」と仏教の混淆

名神奉幣制は桓武朝の延暦七年以降に見え始め、十六社奉幣の淵源の一つである年穀祈願の奉幣は、嵯峨朝以降に増え、淳和朝頃から「伊勢大神宮＋諸国名神」に対する奉幣が行われ⁽⁵⁶⁾た。九世紀末の光孝朝・宇多朝では、奉幣自体が極端に減少し

十世紀を迎える。九世紀中葉に、伊勢一社と畿内名神に対して奉幣が行われ、同時に、十五大寺で仁王経を読経し、城外崇山有験之寺で転経させた例がある。

【史料32】『統日本後紀』承和六年（八三九）四月十七日条 抄出

勅、頒幣於松尾・賀茂上下・貴布祢・丹生川上雨師・住吉諸社、令_レ祈_二澍雨_一。又限_二七箇日_一、令_レ読_二仁王経_一於十五大寺、兼通_二城外崇山有験之寺_一、同俾_二転経_一、並以_二自_レ春迄_レ今不_レ雨也。

【史料33】『統日本後紀』承和六年四月二十日条 抄出

遣_二從五位下高原王等_一、奉_二幣於伊勢大神宮_一、令_レ祈_二雨_一。承和六年の神社への奉幣は、既に祈雨のための唯一の手段ではない。承和五年（八三八）七月二十二日・二十九日⁽⁹⁾の伊勢大神宮への秋稼祈願、すなわち年穀祈願の奉幣の初見は、既に指摘されている⁽¹⁰⁾。その直前の同年七月十七日に内外諸名神に対する分幣がなされ、同年八月十九日・九月八日に止雨を祈つて貴布祢と丹生川上雨師神に幣帛したことを見れば、「祈雨」と「祈年穀」の区別、あるいは「伊勢神宮」と「諸神」の区別があり、十世紀初期も同様である。「伊勢」と「数社」が、「伊勢＋数社」の表現パターンとなり、且つ、「祈雨＋祈年穀」を合算した奉

幣は、天慶期以降である。

【史料34】『日本紀略』嘉祥三年（八五〇）五月九日条

莊_二嚴清涼殿_一、安_二置仏像経卷_一。屈_二請百僧_一、修_二先皇七七日御齋会_一。解坐之後、便於_二大極殿_一、限_二三箇日_一、読_二大般若経_一。以_レ祈_二甘雨_一也。応_レ時雨降。是日有_レ制。為_二諸名神_一、令_レ度_二七十人_一。各為_二名神_一、發願誓念。其得度者皆以_二神_一字_一被_二於名首_一。

名神に対する奉幣ではなく、祈雨のための読経が行われた。仏教の読経が奉幣の代替手段となっている。諸名神のために、七十人を得度させ、得度者には、皆「神」の字が頭に付与されるという。さらに、災疫を攘う対策としては、諸神への奉幣はなく、伊勢大神宮への奉幣とともに、読経が行われた。

仁寿三年(八五三)三月二十二日	請名僧百口於大極殿、 <u>轉</u> 經大般若經、限三日訖。攘災疫也。	日本紀略
仁寿三年四月十日	遣使於伊勢大神宮。請除災疫。	日本紀略
仁寿三年五月十一日	詔十七寺、讀大般若經、限三日訖。攘災疫也。	日本紀略
仁寿三年七月十八日	遣使向於伊勢大神宮奉幣。請除災疹。	日本紀略
齊衡三年(八五六)五月九日	請僧二百五十人於大極殿及冷然院・賀茂・松尾神社、讀大般若經、限三日訖。攘災疫也。	日本紀略
齊衡三年九月二十二日	請僧於賀茂等社、讀金剛般若經、限三日訖。	日本紀略
天安元年(八五七)五月三日	請僧百五十人於賀茂上下・松尾大神社、 <u>令</u> 轉讀金剛般若經、限以三箇日。	日本紀略

國家に請われて僧侶が神社に赴き読経を行い、本来あるべき奉幣は割愛されている。祈雨のような温順で災害の急迫性のない場合には、選択し得る方策が採られたが、「攘災疫」「除災疫」という急迫性の災害対応に関しては、専ら「伊勢奉幣」と「般若之力」に頼ろうとしたからであろう。

次に、祈雨の方策がすべて出揃った事例についてみる。

【史料35】『日本紀略』元慶元年(八七七)抄出

六月十二日	令京城側近諸寺、讀經。祈雨也。
六月十四日	奉幣石清水八幡宮以下諸社。祈雨也。
六月二十三日	奉幣黑馬丹生川上神。祈雨。又奉幣貴布禰神。祈雨。
六月二十六日	屈大法師教日、於神泉苑、率廿一僧、修金翅鳥王經法。請雨也。
六月二十七日	遣使於東大寺大仏前、限以三日、修法祈雨。 <u>遂</u> 不得嘉澍。
七月七日	請一百僧於紫宸殿、限以三日、讀大般若經。即是秋季御読経。 <u>兼</u> 祈甘雨也。

祈雨の手段は、諸寺での読経、諸社への奉幣、神泉苑での修法、東大寺での修法、紫宸殿での読経である。このときは、それぞれ別個に要請されている。天皇の御願修法である季御読経が祈雨の手段とされたことにも注目しなければならない。

【史料36】『日本紀略』元慶四年(八八〇)五月二十日条 抄出

先是、有勅議定。始自廿二日、三箇日間、於賀茂松尾等社、將修灌頂經法。為祈雨也。

祈雨のために、奉幣ではなく、名神における修法で対応がなされた例である。

【史料37】『日本紀略』仁和三年(八八七)八月十八日条

延_二宿徳名僧百口於紫宸大極兩殿、誦_二大般若經_一。限_三三日、攘_レ災祈_二年穀_一也。

「祈年穀奉幣」の初見（史料14）以前に既に、「祈年穀」は読経により対応されていた。「攘災」による「年穀」を「般若之力」（史料38）に頼ったからであろう。次に疫病対策の方策についてみる。

【史料38】『続日本後紀』承和七年（八四〇）六月十三日条抄出

勅、去年秋稼不_レ登、諸国告飢。今茲疫癘間発、夭傷未_レ弭。加以季夏不_レ雨、嘉苗擬_レ焦。夫銷_二殃受_レ祐、必資_二般若之力_一。護_レ国安_レ民、事由_二修善之功_一。宜_下命_二五畿内_一、七ヶ日間、昼_二転_二大般若經_一、夜_二修_中薬師悔過_上。

神・仏の効能については、仁明天皇は個別に認めていたか、承和三年七月十六日には「夫鎮_二災眚_一、招_二福佑_一者、唯般若冥助、名神威力而已。」（『続日本後紀』）と言い、両方を同時に認めた。仁明天皇の仏教の効能の理解はさらに進み、災害対策に対する一つの転機となった。とりわけ、「夫銷_二殃未然_一、不_レ如_二般若之力_一」⁽⁶⁴⁾というように、疫病の対策としては、奉幣ではなく仏教が選ばれた。

【史料39】『続日本後紀』承和九年（八四二）九月二十日条抄

出

勅、去四月四日御卜曰。来年春夏間、可_レ有_二疫氣_一、宜_下奉_二幣於伊勢大神宮_一、兼_二奠_二幣於天下名神_一、防_二災於未然_上。このときは、急迫性はなく、疫気を占い、未然に防止するため、奉幣のみが行われた。

【史料40】『続日本後紀』嘉祥二年（八四九）二月二十五日条抄出

陰陽寮言、今年疫癘可_レ慈、又四五月応_レ有_二洪水者_一。勅、頃来染_レ疫之人、往々夭亡。夫護防之恃、実頼_二冥威_一、存濟之方、亦期_二梵力_一。宜_レ令_二五畿内七道諸国_一、奉_二幣名神_一、兼復於_二国分二寺及定額寺_一、一七ヶ日、昼_二転_二經王_一、夜_二礼_二観音_一、如法修行、必呈_中靈感_上。

奉幣だけでなく、国分二寺や定額寺で修法が行われた。貞観十五年（八七三）二月二十三日では、「亦期_二梵力_一」⁽⁶⁵⁾と言わずとも、「班幣境内名神」と国分寺・定額寺での「昼転経、夜礼懺」がパターン化されている（『日本紀略』）。

【史料41】『日本紀略』貞観十七年（八七五）十二月十三日条

勅、令_下五畿七道諸国_一奉_二幣境内名神_一、及国分二寺諸定額寺。屈_二僧七口_一、限_二以三日_一、昼_二転_二金剛般若経_一、夜_二念_中薬師観音_上。明年当_二三合_一、予_二攘_二除水旱疾疫兵喪火災_一。

さらに、奉幣や読経は、予防措置としての「攘除水旱疾疫兵喪火災」の役割も担うようになった。

【史料42】『日本紀略』延喜二年（九〇二）六月十七日条

五龍祭。同於二十社読経。又於二十五大寺・延暦寺読経。神社での読経は常態化したのであろう。

【史料43】『日本紀略』延喜三年（九〇三）七月二十四日条

奉祈二社、依止雨也。

止雨を祈るために、「奉幣」ではなく「奉祈」になっている。

延喜九年（九〇九）四月九日	依疾疫、於諸寺諸社、読仁王経。	日本紀略
延喜十二年（九一二）五月五日	●名社并十五大寺読仁王経。祈疾疫事。	日本紀略

このときは、疾疫を払うためには、諸社においても読経をし、奉幣はなされない。疾疫に関しては、神社に祈願するよりも、読経が主体となっている。そして、下記のように、祈雨のための特定数社奉幣と読経とが、方策として並立する場合が復活するのは、前述の「十六社奉幣」の成立時期である天慶四年以降である。兵乱を契機に、国家が神や仏と向き合うことの重要性

が再認識された結果であろう。

天慶六年（九四三）五月十七日	請僧百口於大極殿読経。為請甘雨也。	日本紀略
天慶六年七月九日	奉幣十一社、祈雨也。	日本紀略
天慶六年七月十五日	官符。於五畿七道諸国名神、可祈年穀也。	日本紀略

これが村上朝になると、次のように変化する。

天曆二年（九四八）六月二日	於七社自今日限三箇日、令転読仁王経。祈雨也。	日本紀略
天曆二年六月三日	定十一社并龍穴神等遣僧綱以下、又七大寺僧集東大寺大仏殿、可祈雨之由。	日本紀略
天曆二年六月五日	是日。於諸社龍穴東大寺、自今日限三箇日、転読仁王経。祈甘雨也。	日本紀略
天曆二年八月十五日	被奉臨時御使於十六社、是為祈秋霖也。	日本紀略
天曆三年二月十三日	遣使伊勢已下十二社。祈禱天變恠異。又於院定御読経請僧。	日本紀略

祈雨奉幣が割愛され、その代替として諸社に僧侶が派遣され、読経が行われる場合がある。「十六社」に対する祈雨もあつたが、本来行われるべき奉幣の形式が採られていない場合も常態化していた。そのようななかで、「伊勢以下十六社」の奉幣パターン表現（【史料5】）が復活するのである。以上のように見ると、九世紀末に奉幣が事実上極少したのは、「幣帛不受」の動きがあり、九世紀末には班幣の実施自体が困難となった事情もさることながら、少なからず仏教の「般若之力」の影響があつたのではないかと思われる。祈雨についてみると、仁明朝には、奉幣だけではなく、仏教も祈雨の対策として登場してくる。醍醐朝（八九七—九三〇）に入り、神社や仏教の行事は新たな展開をみせる。九世紀末に衰退したかにみえた奉幣は「奉幣諸社」すなわち「特定数社奉幣」として復活する。また、天皇御願の御読経の頻度が高まり、季御読経として恒例化し、祈雨や疫病を攘う目的も担った。朱雀朝（九三〇—九四六）に入ると、承平・天慶の乱などの不穏な情勢により、御願の御読経が中断され、もっぱら神や仏と対峙する行事が行われた。⁽⁶⁵⁾村上朝（九四六—九六七）に入ると、季御読経や御修法や仁王会や諸社奉幣の実施が本格化し、天徳三年（九五九）以降の諸社奉幣は、「十六社奉幣」として確定的に運用され始める。このように、

「特定数社奉幣」に対する仏教の国家祭祀への参入は、九世紀中葉頃より始まり、十世紀前期にも継続され、「十六社奉幣」の十六社が確定する以前の段階で、神仏習合の形成の淵源をみることができると言える。

おわりに

九世紀には仏教が国家祭祀において台頭し、祈雨についても、奉幣だけでなく読経が方策として認められるようになる。九世紀後半には、国家から派遣された僧侶による読経が神社で行われ、常態化していた。名神に対して奉幣を行わず、祈雨のための読経が行われた事例が現れ、「十六社奉幣制」成立以前に仏教の読経が奉幣の代替手段ともなっていたことを闡明した。諸名神のために得度させることが行われ、得度者には皆「神」の字が頭に付与された。とりわけ、災疫対応としては、奉幣よりも寺院における読経が主流となり、国家に請われた僧侶が神社に派遣されて読経が行われるようになる。前述のように、律令国家が解体するなかで、「幣帛不受」の動きがあり、九世紀末には班幣の実施自体が困難となり、奉幣は、十世紀初頭にかけて衰退気味になるが、承平・天慶の乱を契機として神との対

時が重要な政治課題となり、改めて「特定数社奉幣」が始まり、十世紀中葉に、「伊勢以下十六社」に対する奉幣システムとして『新儀式』「祈年穀事」に掲載され、臨時の特別の計らいのような形でいわば復活した。仏教が九世紀に国家祭祀へ進出したことと、十世紀前半の「十六社奉幣制」の成立とは直接の関係はないが、背景としては、仁明朝で仏教修法の効能が認識されたことを契機に、「転禍為福 仏神是先 宜修法奉幣」というように、仏教修法と奉幣が「転禍為福」方策の両輪、すなわち国家祭祀の選択肢として代々の天皇に受け継がれたという経緯があった。神仏が国家祭祀の両輪という意味では、「十六社奉幣制」と相互補完的な関係を形成してきたともいえる。奉幣する神社の固定化が進むなかで、仏教修法（天皇御願の季御読経・仁王経転読・仁王会）が奉幣を代替する形態も現れ、祈雨・止雨や祈年穀だけでなく、とりわけ急迫性を有する災疫対応などの国家要請にも応える形で発展し、神社祭祀の効果（神威）を高め（あるいは保証する）る狙いもあつてか、国家から僧綱等の僧侶が神社に派遣されて読経が行われ、諸名神のための得度も行われ、得度者には、皆「神」の字が頭に付与された。九世紀中葉頃から十世紀前期にかけて、そのようななかに神仏習合の淵源をみることでできよう。「東大寺要録」や「恒

例修正月勸請神名帳⁶⁶⁾をみれば、二十一社勸請の作法は神社での読経とともに形成されたのかもしれない。本稿では、二十一社勸請の経緯や「承平・天慶の乱後より進行する天皇権威化の動き⁷⁰⁾」については、触れることができなかつたが、今後の研究に委ねたい。

注

- (1) 上島亨氏によれば、「護持僧」とは「真言護持僧」のことを言う（『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、七九頁、二〇一〇年）。十一世紀における「護持僧」は、上島亨氏の論じるような真言宗僧侶による「真言護持僧」だけに関わるものではない。後代の史料である『門葉記』「護持僧補任」（長日如意輪法五（大正新脩大藏經圖像第12巻）などの記載を見ると、十一世紀前期は天台宗の僧侶が「護持僧」を独占しており、天台宗の優勢を読み取ることもできるからである。「十一世紀初頭には、既に真言密教僧（護持僧）は王権の深奥に入り込み二十一社を勸請して、天皇の身体護持を祈念していた」というシナリオ構築のために使用されているが、後七日御修法や一日観音供などを除き、天台宗が天皇護持を独占していた十一世紀初頭の状況を考えれば、「護持僧」を「真言護持僧」とする定義は疑問である。この指向方法は、護持僧の成立を十世紀以前とする理解と殆ど変わりない。

(2) 『大日本仏教全書』第一一六・游方伝叢書第四所収。

(3) 上島亨『日本中世社会の形成と王権』（前掲）七五頁・三八六頁。

- (4) 上島享「日本中世社会の形成と王権」(前掲)二四七頁。
 (5) 「二十二社奉幣制」は、十六社に順次五社を加えて成立し、最後に日吉を加えて、「二十二社奉幣制」となる。
 (6) 岡田荘司「十六社奉幣制の成立」(神社行政の成立)〔平安時代の国家と祭祀〕続群書類従完成会、二一七頁・二四〇頁、一九九四年、初出一九八七年。上島享「日本中世社会の形成と王権」(前掲)三七六頁は、二十二社は「十世紀末に成立したものである」という。
 (7) 岡田荘司「十六社奉幣制の成立」(前掲)二二七頁。
 (8) 岡田荘司「十六社奉幣制の成立」(前掲)二二三頁。同「十世紀における神社行政―祈年祭から祈年穀奉幣へ―」(『國學院雜誌』第七四卷九号、一九七三年)。並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、一九八六年)。小松馨「平安時代中期に於ける神社信仰―祈年穀奉幣を中心に―」(『神道学』一四号、一九八七年。同「祈年穀奉幣について」(『神道古典研究』第七号、一九八五年。同「平安時代の大中臣祭主家―祭主制度の一試論―」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、一九八六年)。藤森馨「平安時代中期における神社信仰―祈年穀奉幣の成立を中心に―」(大明堂、二〇〇〇年、初出一九八五年。西牟田崇生「名神祭の一考察」(『國學院雜誌』第七七卷上、一九七六年。上島享「日本中世社会の形成と王権」名古屋大学出版会、七三頁。二二三頁、二〇一〇年)。
 (9) 岡田荘司「十六社奉幣制の成立」(前掲)二二七頁。
 (10) 並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(前掲)一一六頁。
 (11) 『続日本後紀』承和六年十月十七日。
 (12) 岡田荘司「二十二社の成立と公祭制」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、三二五頁、一九八六年)。
 (13) 村山修一「神仏習合思潮」平楽寺書店、一八頁、一九五七年。習合現象の進化の理由の主なもの、祈雨止雨及び疫疾退散」に關係して、とする。
 (14) 岡田荘司「十六社奉幣制の成立」(前掲)。
 (15) 岡田荘司「十世紀における神社行政―祈年祭から祈年穀奉幣へ―」(前掲)。森田悌「平安時代中期における神社信仰の展開」(同「解体期律令政治社会史の研究」国書刊行会、一九八二年、初出一九七七年)。熊谷保孝「祈年祭奉幣制度の衰退」(『神道史論叢』国書刊行会、一九八四年)。藤森馨「平安時代中期における神社信仰―祈年穀奉幣の成立を中心に―」(前掲)。
 (16) 加瀬直弥氏は、十世紀の「十六社」と十一世紀の「二十二社」の違いを指摘する。
 (17) 岡田荘司「十六社奉幣制の成立」(前掲)二二〇頁。『新儀式の成立年代は、村上朝の末期にあたる応和三年を上限とし、村上天皇の崩御する厚保四年五月を下限とするのが、ほぼ定説とされている。
 (18) 所功「平安朝儀式書成立史の研究」国書刊行会、一九八五年。
 (19) 清水潔「清涼記と新儀式と天曆藏人式」(『皇学館論叢』九・二、一九七六年)。
 (20) 岡田荘司「十六社奉幣制の成立」(前掲)二二三頁。
 (21) 「其例不見」とあるのは、例えば、寛平七年(八九五)七月九日に「依洪水奉幣三社」の例は、延長二年(九二四)五月七日(『日本紀略』)には見られないことから言われたのかもしれない。
 (22) 『古事類苑』神祇部三十八「奉幣」及び二十五「祈年穀奉幣」。「村上天皇天徳三年七月二八、伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・大神・石上・大和・広瀬・龍田・住吉・丹生・貴布禰ノ十六社二奉幣アリ」。
 (23) 岡田荘司「十六社奉幣制の成立」(前掲)二二九九頁。
 (24) 『続日本紀』天平元年(七二九)四月二日、『続日本後紀』嘉祥三年(八五〇)

三月三日など。

(25) 『大日本史料』第一編二冊。

(26) 岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲)。「大和一国の祈雨神丹生社」と山城一国の祈雨神貴布禰社とは、他社とは異なり神祇官人こそ奉幣使となっていて、その地位には他の十四社と自ずと違いがみられた」(二四〇頁)という理解が示されている。

(27) 並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(前掲) 一三三頁。

(28) 大西源一「大神宮史要」第五編 平凡社、一三八頁、一九六〇年。

(29) 岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲) 二二九頁。

(30) 『続々群書類従』第一。

(31) 並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(前掲) 一七五頁。岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲) のいう「昌泰・延喜年間に祈雨奉幣と祈年穀奉幣は十六社制として確定していたと思われる」と同じである。

(32) 並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(前掲) 一一五頁は、「多数の名神社対象の祈雨は」「寛平年間にはほとんど見られなくなる」「これと入れ替わるかのように、延喜年間前後から特定の「諸社」が登場、これに対する祈雨奉幣が行われていく」と確認している。

(33) 石、賀上下、松、平、稲、原、春、神、石、大和、廣、龍、住、丹、貴等也。

(34) 伊勢、石清水、加茂上下、松尾、平野、大原野、稲荷、春日、大和、石上、大神、廣瀬、龍田、住吉、丹生川上、貴布禰、「九曆」天慶四年八月七日に、「〇穀之使可奉遣十六箇□□^{社之}」とあることが裏づけとなる。

(35) 「九曆」天慶三年七月二十一日「祈年穀奉幣使被奉^上送十八社。」とあり、十八社を対象としているのに対し、「九曆」天慶四年八月七日「〇穀之使可奉遣十六箇□□^{社之}」とあり、十六社を対象としていることから、天慶三年の時点ではまだ確定はしていなかったと考えられる。「日本

紀略」天慶四年(九四一)十二月十五日「奉^上授神祇官神、左京職・宮内省・摂津国神凡十七所階級。」の時点で、ほぼ最終的に確定したとも考え得る。

(36) 『日本紀略』弘仁十四年(八二三)六月三日に「天皇御^上大極殿、獻幣帛伊禰・乙訓・広瀬・龍田四神。又奉幣吉野川上雨師神社。祈雨也」とあるからである。

(37) 岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲) 二二七頁。

(38) 小松馨氏の言う、「新儀式」が「祈年穀の対象社を十六社としているが、この社数は岡田氏が十世紀前半の祈年穀奉幣の対象社として指摘した十六社と一致する」(「平安時代中期に於ける神社信仰―祈年穀奉幣を中心に―」(前掲) 三九頁)³⁸⁾ということは、前述のとおり否定される。

(39) 岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲) 二二七頁。

(40) 『日本紀略』応和二年(九六二)六月十一日、天徳元年(九五七)十二月七日、天徳三年(九五九)七月十七日、仁和元年(八八五)九月二十二日など。

(41) 岡田莊司「十世紀における神社行政―祈年祭から祈年穀奉幣へ―」(前掲) 二二頁。昌泰元年(八九八)七月三日には、「祈^上雨奉^上幣^上田^上」社^二(『日本紀略』)とあるのであるから、なぜ、これをもって「二十二社」の祈雨奉幣の開始としないのであるか。

(42) 並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(前掲) 一三四頁は、「すでに十六社が形をなしていたと考えられる」と言う。

(43) 岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲) 二二六頁。

(44) 『史料纂集』第四。

(45) 岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲) 二二七頁。

(46) ただし、石清水が十六社奉幣で伊勢神宮に次ぐ待遇を受け、代替わりに天皇が最初に行幸する神社となるのは、十世紀末である(岡田莊司

- (47) 「神社行政の成立」(前掲)。
伊勢、石清水、加茂上下、松尾、平野、大原野、稲荷、春日、大和、石上、大神、廣瀬、龍田、住吉、丹生川上、貴布禰。「九曆」天慶四年八月七日に、「□穀之使可奉遣十六箇□社名」とあることが裏づけとなる。
- (48) これは、応和元年(九六一)六月十二日・応和二年(九六二)六月十一日・応和三年(九六三)六月九日・康保元年(九六四)六月二十八日・康保三年(九六六)閏八月二十一日というように、このパターンで奉幣が行われている。「二十二社略記」下部兼右廿二社註式曰。「二十二社略記」(『続々群書類従』第一神祇部、四三三頁)。
- (49) 『日本紀略』康保三年(九六六)閏八月二十一日「為止雨、奉幣伊十六社」。『日本紀略』康保二年(九六五)七月廿二三日「奉幣伊勢以下十六社」。
- (50) 昌泰元年(八九八)をもって、文献のうえで「十六社」の祈雨奉幣の始まりと理解することは、賛成できない。なぜなら、史料上、たまたま数値が「十六」であっただけで、その内容の確定については裏付けの弱い推定になっていると思うからである。延喜十六年(九一六)の「十六社之外十一社」をもって、既にこの時期に「十六社」が固まっていたと解することもできるが、社名が明らかでなく、固定としての考えがあったとしてもその後の入れ替わりもありうることから、初見には相応しくない。
- (51) 上鳥享「日本中世社会の形成と王権」(前掲)二三三頁。ただし、「十六社」が確立する「十世紀後半」という言い方もするので、説が一貫しない(七六頁)。並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(前掲)。藤森馨「平安時代中期における神社信仰―祈年穀奉幣の成立を中心に―」(前掲)。
- (52) 岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲)。
- (53) 義江彰夫「中世移行期における支配イデオロギーと人民闘争」(歴史学研究別冊特集「歴史における国家権力と人民闘争」、一九七〇年。上鳥享「日本中世社会の形成と王権」(前掲)二三三頁)。
- (54) 『日本平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年。上鳥享「日本中世社会の形成と王権」(前掲)二三三頁)。
- (55) とりわけ、天慶の乱以後、天慶四年・五年の朝廷の神社に対する褒賞の態様(凡そ17箇所に階級授与・伊勢奉幣・石清水奉幣・天皇の賀茂行幸など)をみれば、この時期には既に後の十六社となる社の大枠が固定化し、階級授与によって確定したとみることもできよう。
- (56) 並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(前掲)一二九頁。
- (57) 岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲)二二七頁。
- (58) 上鳥享「日本中世社会の形成と王権」(前掲)三七六頁。「十六社」は「承平・天慶の乱後に確立した」。
- (59) 岡田莊司「十六社奉幣制の成立」(前掲)。
- (60) 『統日本後紀』承和五年七月二十二日・二十九日・十七日、同八月十九日・九月八日。
- (61) 『大神宮史要』第五編、一三九頁、一九六〇年。小松馨「平安時代中期に於ける神社信仰―祈年穀奉幣を中心に―」(前掲)四四頁。
- (62) 『統日本後紀』承和七年六月十三日。
- (63) 例えば、神については『統日本後紀』承和三年七月十五日、仏については『統日本後紀』承和四年六月一日など。
- (64) 『統日本後紀』承和四年六月二十一日。
- (65) 五龍祭は、陰陽師が行う雨乞いの祭祀であり、本条が五龍祭の記事の初出とする(鈴木正崇「神と仏の民俗」吉川弘文館、一七八頁、二〇〇一年)。この頃から祈雨の方策の多様化が見られる。
- (66) 『日本紀略』承平六年三月五日・同三月十二日・天慶三年八月二十九日には、海賊を消すために大元法が実施されたり、天慶三年二月二十五日には、征夷賊事を折って仁王会が修されたりした。また、「日

本紀略』承平五年六月二十八日には、海賊を平らげるために諸社奉幣が行われ、天慶二年五月十五日には、兵革を消すために諸社奉幣が行われ、天慶三年八月二十八日には、伊勢神宮以下諸社に奉幣が行われた。天慶五年以降は、海賊伏誅や東西賊徒討平を理由に、奉幣が行われた。そのようななか、天慶三年七月二十一日に、祈年穀として「十八社」に奉幣され（『九曆』）、天慶六年七月九日に、祈雨として「十八社」が復活する（『日本紀略』）。

(67) 『日本紀略』天曆二年六月十二日以降である。

(68) 『続日本後紀』承和六年十月十七日。

(69) 続々群書類従第十一「東大寺要録巻第四」に「二月修中初夜之終読神名帳勸請諸神」。続群書類従第三輯上「恒例修正月勸請神名帳」。

(70) 上島亨『日本中世社会の形成と王権』（前掲）八〇頁。